



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|----|------------------------------|----------------|---|
| 10 | 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 11 | 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (")..... | 2 |
| 12 | 〃 | (")..... | 2 |
| 13 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (")..... | 2 |
| 14 | 〃 | (")..... | 3 |
| 15 | 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 3 |
| 16 | 生活保護法による医療機関の指定 | (")..... | 4 |
| 17 | 生活保護法による施術機関の指定 | (")..... | 4 |
| 18 | 〃 | (")..... | 4 |
| 19 | 〃 | (")..... | 4 |
| 20 | 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 5 |
| 21 | 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定 | (")..... | 5 |
| 22 | 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 | (")..... | 5 |
| 23 | 公共測量の終了 | (技術調査課)..... | 5 |

○ 公告

- | | | | |
|--|-----------|--------------|---|
| | 都市計画の案の縦覧 | (都市政策課)..... | 6 |
|--|-----------|--------------|---|

告 示

和歌山県告示第10号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第26条第1項の規定による所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請があったので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月18日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年12月17日

2 名称

特定非営利活動法人糖尿病改善センター

3 代表者の氏名

要明雄

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市井の沢9番26号

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の人に対して生活習慣を改善することにより、糖尿病の予防及び、新治療法

の研究及び、啓蒙に関する事業を行い、国の医療費の軽減を図り広く地域社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第11号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月20日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年12月20日

2 名称

特定非営利活動法人子どもセンターるーも

3 代表者の氏名

中川利彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち2階

5 定款に記載された目的

この法人は、虐待その他の理由により居場所を失った子どもに、安心して暮らせる場所を提供し、常に子どもを主人公にして寄り添い、もって子どもの権利を擁護することを目的とする。

和歌山県告示第12号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月20日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年12月20日

2 名称

特定非営利活動法人さくらんぼ

3 代表者の氏名

野田ちよみ

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市星尾450番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を抱える子どもと家族に対して、子どもの自立と家族の安定に関する事業を行い、障害者の人権をひろげ保健、福祉、医療、就労、地域住民が障害の有無を超えて共生できる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第13号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月20日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年12月20日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山盲ろう者友の会

3 代表者の氏名

小杉純弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目5番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、盲ろう者の自立と社会参加促進に関する事業を行い、盲ろう者およびその家族、通訳・介助者、支援者が共に歩むことを目的とする。

和歌山県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年2月21日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年12月21日

2 名称

特定非営利活動法人サン・エフサポート日高

3 代表者の氏名

中西克治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市湯川町富安1872番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県及び近隣府県の市民、及び団体に対し、福祉に関する事業を行い、もって保険、医療又は福祉の増進を図る活動の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定	名 称	所 在 地	廃 止

番 号			年月日
那薬 26-9	コスモス薬局	岩出市中黒526-4	平成 24. 11. 18

和歌山県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩薬 8-24	コスモス薬局	岩出市中黒526-4	平成 24. 11. 30

和歌山県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩柔 16-24	中野真志	中野整骨院	岩出市清水487-1	平成 24. 11. 1

和歌山県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩柔 17-24	南谷浩伸	中野整骨院	岩出市清水487-1	平成 24. 11. 1

和歌山県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定				指 定
-----	--	--	--	-----

番号	氏名	名称	所在地	年月日
岩柔 18-24	加藤剛	中野整骨院	岩出市清水487-1	平成 24.11.1

和歌山県告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031400 256	あすなる共同作業所	海南市阪井521	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成 24.12.31

和歌山県告示第21号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき公示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031300 019	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野793	地域移行支援・地域定着支援	特定無し	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成 25.1.1	平成 30.12.31

和歌山県告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051000 051	児童デイサービスこまどり	橋本市高野口町名倉1017-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 25.1.1	平成 30.12.31

和歌山県告示第23号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき南海電気鉄道株式会社取締役社長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成24年11月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市 (一部)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・4・22号嘉家作府中線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市小豆島字榎ノ坪
田屋字垣鼻、堂ノ後、藪田
府中字前嶋
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成25年1月11日から平成25年1月25日まで